

昭和五十二年十一月二日提出
質問第一〇号

濁川系河川の改修に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十二年十一月二日

提出者 鈴木 強

衆議院議長 保利 茂殿

濁川系河川の改修に関する質問主意書

本年八月十六、十七、十八日の三日間熱帯性低気圧による大雨のため、甲府市内を流れる濁川本線が増水し支線の高倉川、大円川、十郎川を中心とする河川の溢水により、浸水家屋は二、四〇〇余戸、田畑の冠水は三〇〇余ヘクタールにのぼり甚大な被害を生じたのであります。

甲府市は災害救助法を適用しました。

このような災害が発生したため被災地域住民はもちろん、同じ盆地のなかに生活する多くの市民に筆舌に尽くし難い不安を与えております。

溢水の被害を再び繰り返さないようにするには濁川系河川の改修以外にありません。

国においても本河川の改修については格別の配慮をされており感謝してはいますが、この際特に改修事業を早期に完成して住民の不安を一刻も早く解消するために、次の事を質問します。

濁川系河川に激甚災害対策特別緊急事業の適用ができないか。もしできないとすればその理由は何か。

右質問する。